

## 財政援助団体等監査結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、平成 28 年度財政援助団体等監査を執行したが、その結果は下記のとおりです。

### 記

1. 監査実施年月日 平成 29 年 2 月 21 日の 1 日
2. 監査執行者 松川町監査委員 佐々木光男  
松川町監査委員 島田弘美
3. 実施場所 松川町商工会及び松川町役場監査室
4. 監査対象 (1) 松川町商工会  
(2) 松川町消防団
5. 監査実施の方法 監査委員が予め 2 つの団体を選択し、監査を実施した。
6. 監査結果の概要 ○商工会  
平成 27 年度商工業人材育成事業補助金  
平成 27 年度商工業振興対策事業補助金  
商工業振興対策事業補助金については、交付目的に沿った執行がされている。又、商工会組織率も 63% と県平均の 60.3% を上回り、組織率向上に努力されている。  
商工業人材育成事業補助金は、事業主が人材育成や経営・技術革新の取得などに対する支援のために商工会へ定額で交付され、商工会が一定の基準により該当事業者に配分している。年度により該当事業者数が増減するため、年度間で補助率に変動があり不均衡が生じている。  
○消防団  
平成 27 年度消防団運営費補助金  
平成 27 年度消防団本部運営費補助金  
消防団は消防組織法により設置されるものであり、松川町では消防団本部と分団で編成され、団員は非常勤の特別職地方公務員として、有事の際に消防活動に従事し、地域防災上重要な役割をはたしている。  
本部及び分団へ交付された消防団運営補助等について監査したところ、補助金交付要綱等が整備されておらず、出納その他の事務の執行において、改善を要する事例が見受けられた。
7. 意見・指導 ・監査実施日において、各現場の担当課ごとに意見・指導を行った。

意見・指導事項の内容、詳細については監査事務局で保管しており、閲覧することができる。

平成 29 年 2 月 21 日

松川町監査委員 佐々木光男

松川町監査委員 島田弘美